

資源循環型施設建設に係る説明会

1 資源循環型施設建設について（上田地域広域連合）

2 資源循環型施設建設に係る関連事業について

(1) 周辺整備事業（上田市）

(2) 搬出入道路整備事業（上田市）

上田地域広域連合

（上田市、東御市、青木村、長和町）

上田市

令和7年2月

1 資源循環型施設建設について

本日の内容

- ① 事業計画の概要
- ② 環境影響評価について
- ③ 今後について

① 事業計画の概要

事業の目的

事業計画の概要

環境影響評価について

今後について

現状の課題

- ・施設の老朽化
- ・維持管理費の増大

3クリーンセンターを廃止

**統合クリーンセンター
(資源循環型施設)**



上田クリーンセンター

稼働開始: 昭和61年
処理能力: 200t/日
(100t/24時間 × 2炉)
全連続燃焼式ストーカ炉



丸子クリーンセンター

稼働開始: 平成4年
処理能力: 40t/日
(20t/16時間 × 2炉)
准連続燃焼式ストーカ炉



東部クリーンセンター

稼働開始: 平成5年
処理能力: 30t/日
(15t/8時間 × 2炉)
機械化バッチ燃焼式ストーカ炉



広域処理



建設候補地

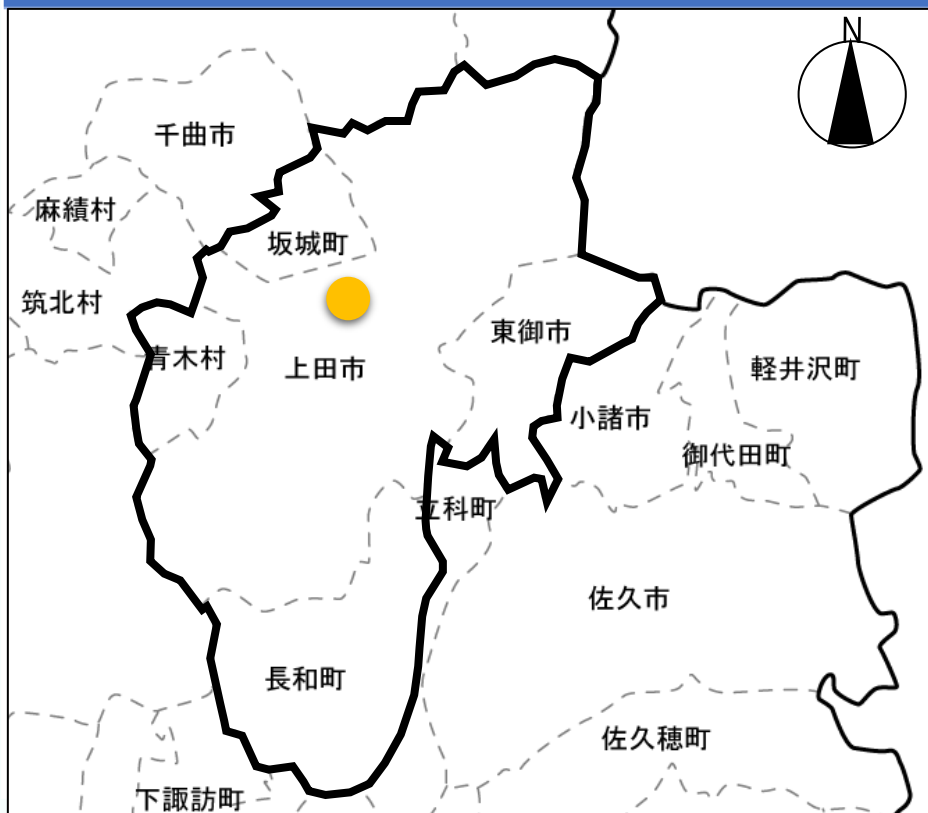
事業計画
の概要

環境影響
評価
について

今後
について

項目	概要
位置	上田市常磐城2320ほか(し尿処理施設「清浄園」用地)
面積	約2ha

位置図(構成市町村)



詳細図



計画諸元

事業計画
の概要

環境影響
評価
について

今後
について

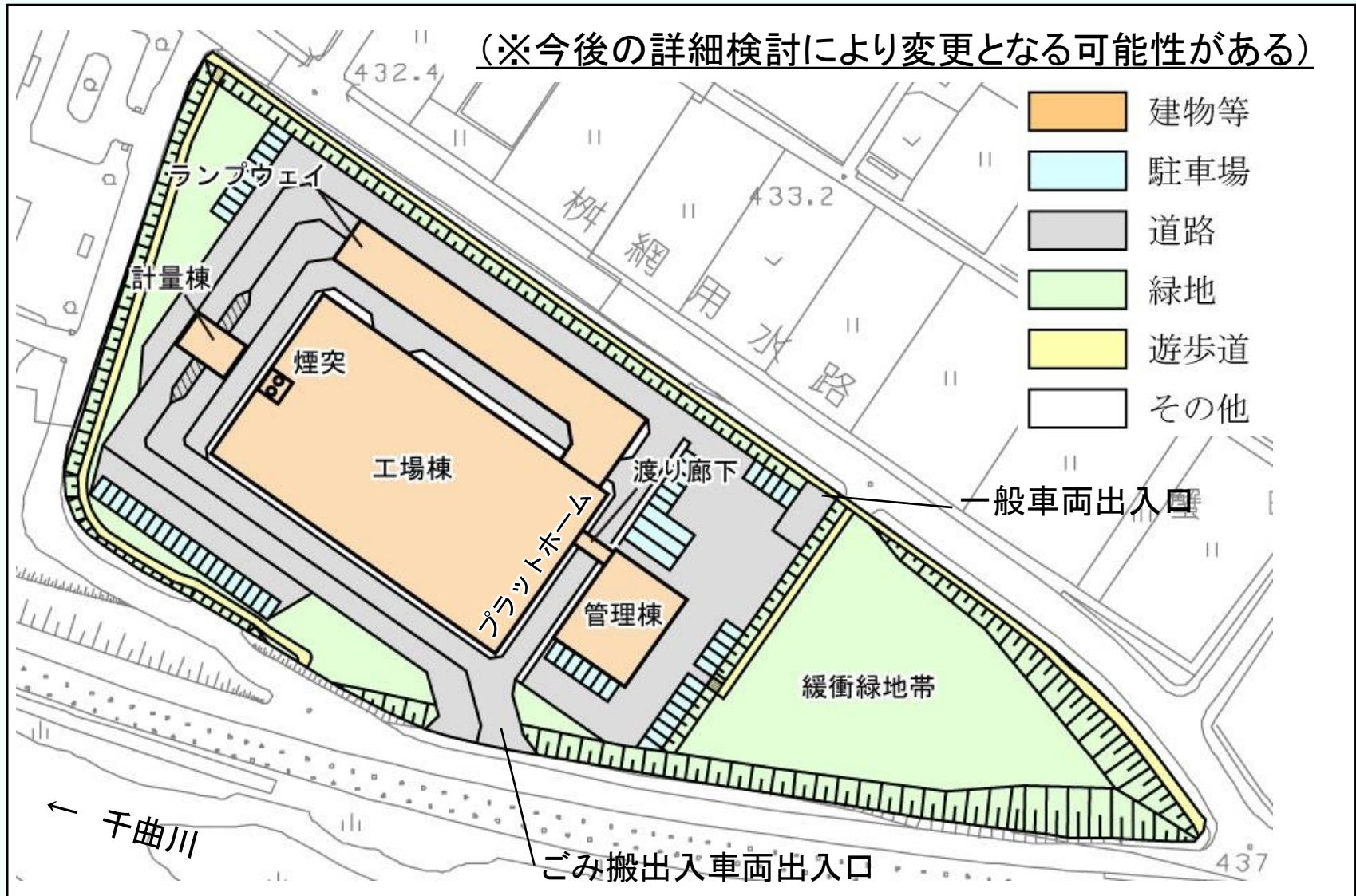
項目	計画諸元	
	資源循環型施設	備考
焼却対象物	・可燃ごみ及び災害廃棄物	・現状の分別区分のまま。
焼却処理能力	・最大144 t/日 (うち災害廃棄物 13t/日)	・既存3クリーンセンター建設時と比較して可燃ごみ量が大幅に減少しており既存3クリーンセンター合計値(270t/日)よりコンパクトとなる。
炉構成	・2炉構成(72t/日×2炉)	・既存3クリーンセンターも全て2炉構成
処理方式	・全連続式ストーカ焼却炉 (24時間連続運転)	・上田クリーンセンターと同様の方式
煙突高さ	・59m	・既存3クリーンセンターも全て59m
環境目標値 (排ガス)	・法規制値より厳しい自主基準値	・既存3クリーンセンターは、法規制値を基本
余熱有効利用	・場内利用、場外利用、発電	・既存3クリーンセンターは、余熱有効利用なし

配置計画(案)

事業計画
の概要

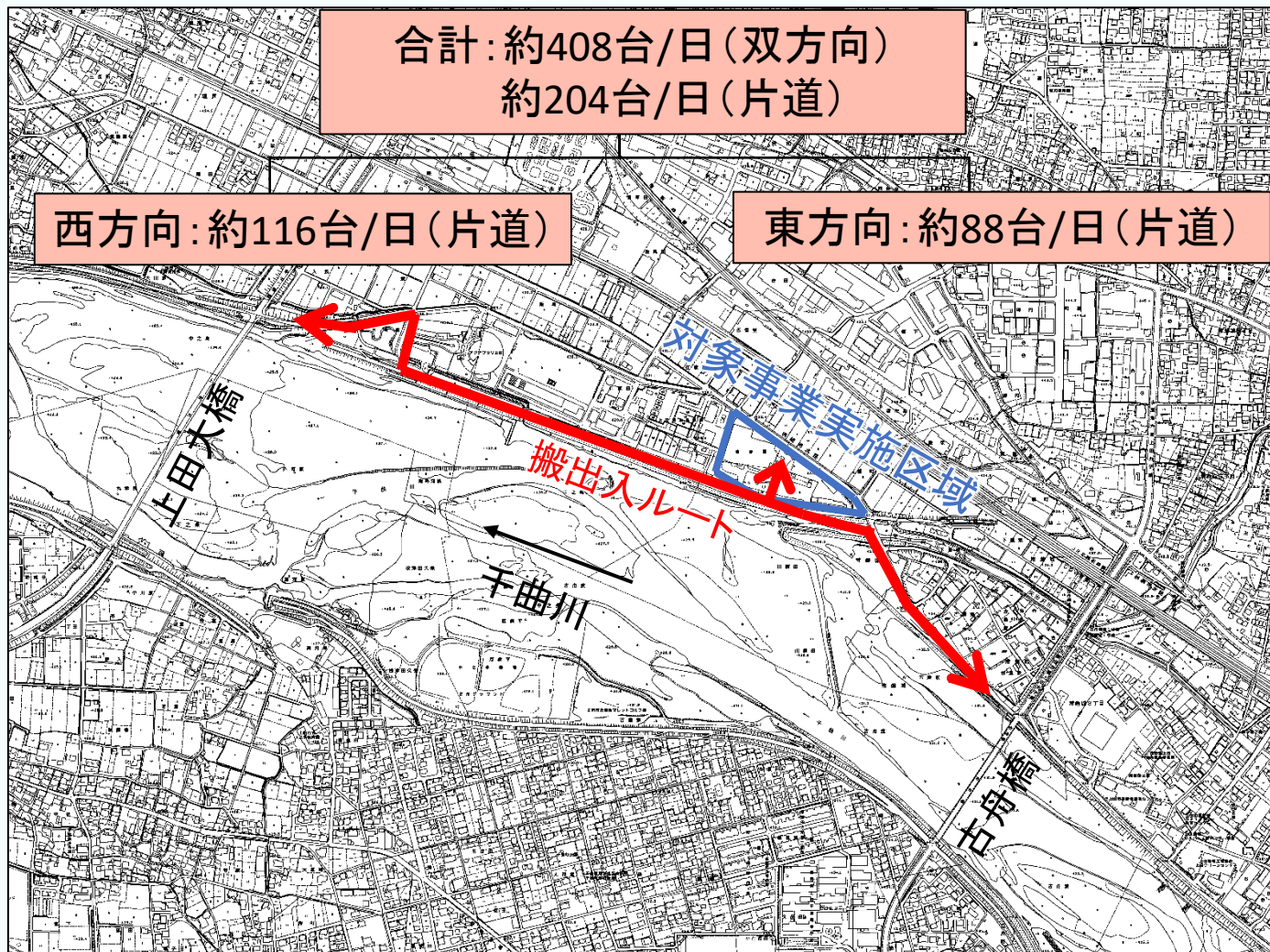
環境影響
評価
について

今後
について



搬出入ルート

廃棄物搬出入車両等は堤防道路を利用します。



公害防止基準

- ・排ガスは、法規制値より厳しい、「**自主基準値**」を設定する。
- ・プラント排水は、公共水域へ排水しない。
- ・悪臭は、外部に漏れることを防ぐとともに、高温の炉内で分解処理する。

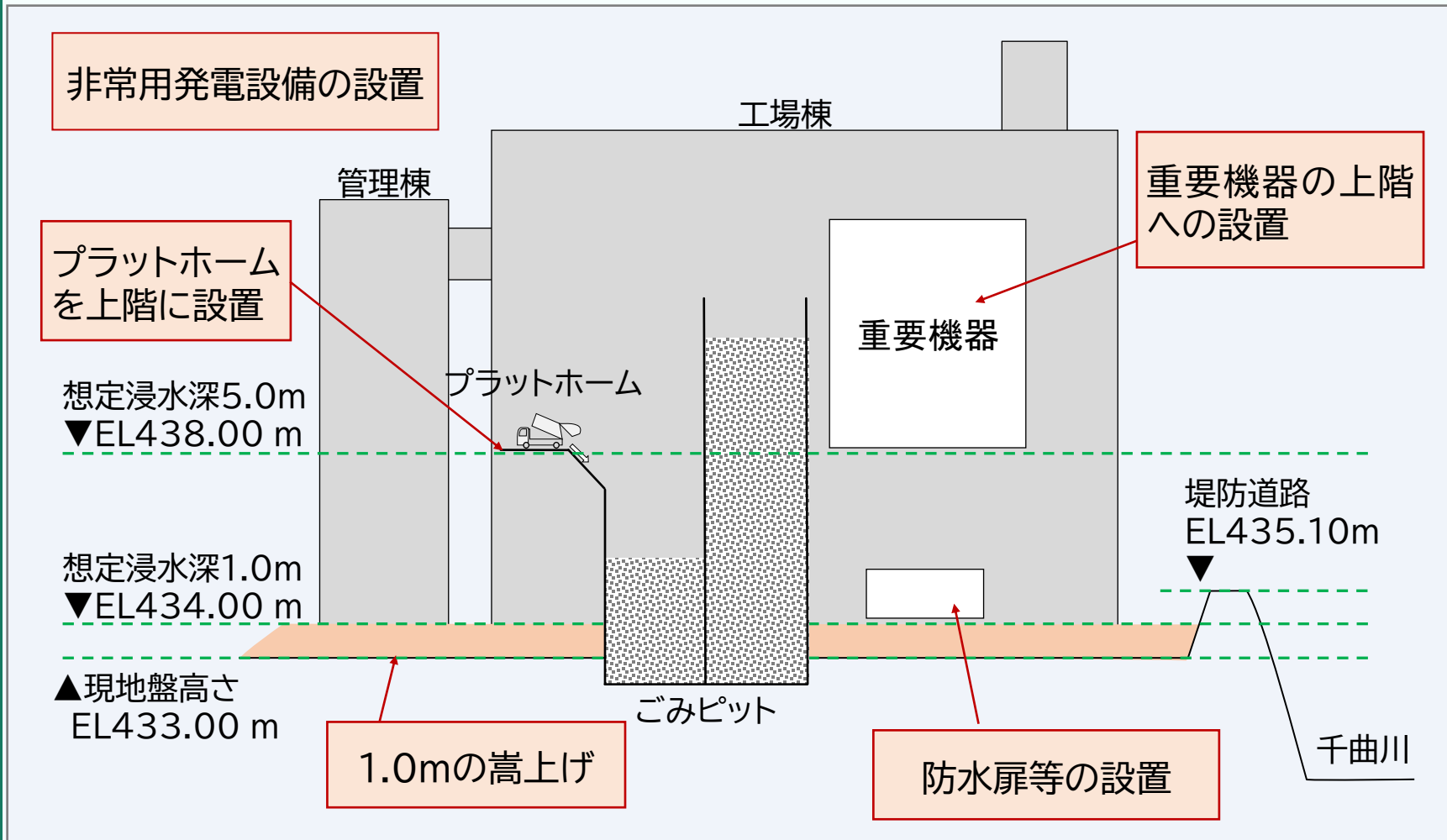
項目	単位	自主基準値	本計画施設 に係る法規制値 (許容限度)	上田クリーン センターの 自主基準値
ばいじん	g/Nm ³	0.01	0.08	0.02
硫黄酸化物	ppm	30	(約4,000)	100
窒素酸化物	ppm	50	250	150
塩化水素	ppm	30	430	200
ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm ³	0.1	1	1
水銀	μg/Nm ³	30	30	50

注1) 排出ガス濃度は酸素濃度12%換算値

注2) 上田クリーンセンターに係る法規制値は、法改正前の値であり、本計画施設の値と異なる。

水害対策

基本的な水害対策概略図



モニタリング計画

事業計画
の概要

環境影響
評価
について

今後
について

地元の皆様との協同によるモニタリング

- (仮称)公害防止連絡員会議を組織し、地元の皆様と一緒に監視
- 安全・安心な運転稼働のため、(仮称)公害防止協定等を締結

施設 モニタリング



- 施設から排出される物質を測定

周辺環境 モニタリング



- 施設周辺の環境状況を施設稼働前から測定

排ガス状況監視掲示板

●年●月●日 ●時●分	
焼却温度(°C)	●●
二酸化硫黄(ppm)	●●
窒素酸化物(ppm)	●●
ばいじん(mg/Nm ³)	●●
ダイオキシン類(ng-TEQ/Nm ³)	●●

※電光掲示板イメージ

法的に測定した結果等、電光掲示板やホームページ等に表示し、「見える化」を促進

分析に時間のかかるダイオキシン類についても表示する予定です。

② 環境影響評価について

環境影響評価とは

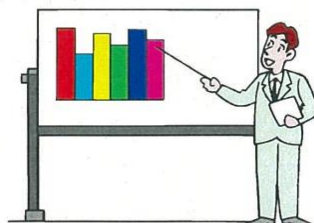
【環境影響評価（環境アセスメント）とは】

- 住民の皆様や関係自治体などの意見を聴きながら、
- 事業が環境に与える影響について調査・予測・評価し、
- 環境保全のための措置を検討することにより、

調査



予測



評価



⇒ 環境により配慮した事業としていくための制度です。

本事業の環境影響評価手続き

事業計画
の概要

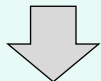
環境影響
評価
について

今後
について

① 配慮書の手続き

令和2年11月～令和3年10月

- ・複数案を設定し、環境影響を比較整理し、重大な環境影響を回避・低減する手続



② 方法書の手続き

令和3年10月～令和4年9月

- ・調査、予測、評価の方法を検討

現地調査

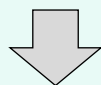
- ・現地測定により、現在の環境状況の把握



③ 準備書の手続き

令和5年9月～令和6年10月

- ・工事中、稼働後の環境状況を予測・評価
- ・環境保全措置を検討



④ 評価書の手続き

令和6年10月～令和7年1月

- ・準備書を修正する作業



令和7年1月 環境影響評価の手続きが完了

環境影響評価（準備書）の結果

【総括】

環境影響評価（準備書）の結果

→資源循環型施設の建設工事期間及び稼働開始（供用）後も、安全・安心な生活環境を守ることができる。

調査結果

対象とした全ての項目について、それぞれの基準を満たしている。

予測結果

資源循環型施設の建設工事期間及び稼働開始（供用）後も、対象とした全ての項目について基準を満たすことができる。

評価結果

資源循環型施設が環境へ与える影響は小さく、将来にわたって、安全・安心な生活環境を守っていくことができる。

環境保全措置

- 各項目について適切な対策を行い、環境への影響をさらに低減させる。
- 地域住民とともに公害防止の枠組を創り、周辺環境の監視などを継続的に行い、将来にわたる安心へとつなげていく。

主な環境保全措置の一例

事業計画
の概要

環境影響
評価
について

今後
について

項目	主な環境保全措置	効果
煙突排ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等に比べて厳しい自主基準値を設定し順守。 ・適正で信頼性の高い排ガス処理設備を導入する。 ・排出ガスの常時監視、法規制に基づく定期的な測定を実施し、適正な管理を行う。 	大気汚染物質濃度の低減
施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・機器については、極力屋内に収納・設置する。 ・騒音の大きな機器は、必要に応じて内壁に吸音材を施工する等の対策を講じる。 	騒音の低減
施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の高さ及び面積は、必要以上に大きくしない。 ・周辺環境と調和のとれた親しみやすいデザインとする。 	周辺環境との調和、圧迫感の低減
関係車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物搬出入車両等が集中しないよう搬入時間帯の分散に努める。 ・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブの指導及び周知を行う。 	大気汚染物質濃度、騒音、振動の低減

準備書に対する意見聴取

住民意見

- 意見書の受領
- 公聴会

専門家意見

長野県環境影響評価
技術委員会

市町村長意見

上田市・坂城町から
意見書受領

長野県知事意見

<知事意見抜粋>

- 住民から寄せられた環境を懸念する意見等に十分配慮し、環境保全措置等に関して丁寧に説明すること。
- 地下構造物の撤去や掘削による環境影響を定量的に示すとともに、ごみピットと千曲川の間調査地点を追加し、簡易的な水質も測定すること。
- 古舟橋側からの視認性を考慮して、工場棟の南側（千曲川沿い）にも中高木類を植樹し、景観に与える影響の低減に努めること。

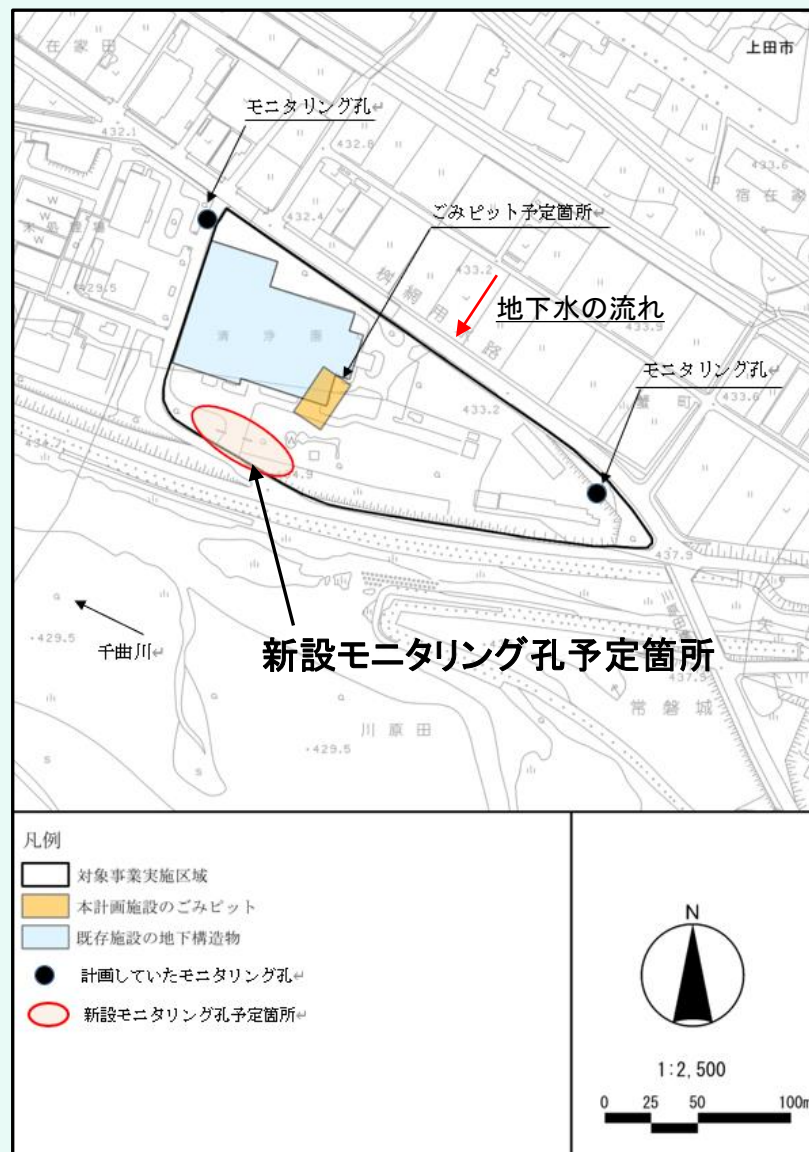
知事意見により修正した点①

知事意見

- ごみピットからの漏水の可能性が否定できない。
- 地下水は千曲川方面に流れている。
- ごみピットと千曲川の間にモニタリング孔を設置すべき。

変更内容

モニタリング孔を新設することとし、簡易的な水質調査を定期的 to 実施していく。



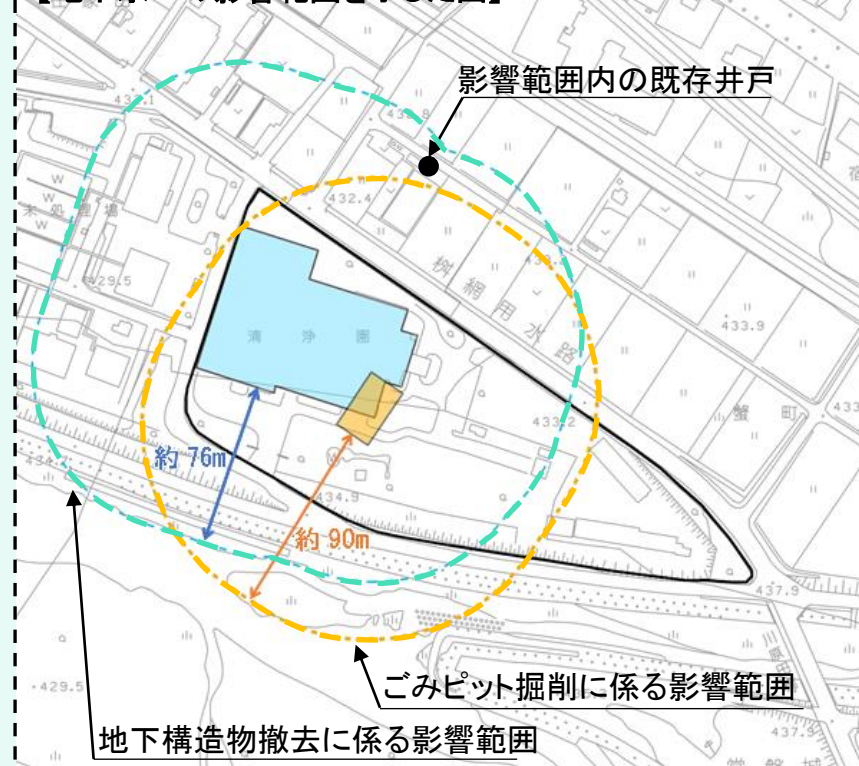
知事意見

・地下構造物の撤去やごみピットの掘削に係る地下水への影響を定量的に把握すべき。

変更内容

理論計算式、ボーリング調査データを用いて、地下水の影響範囲を算定した。

【地下水への影響範囲を示した図】



凡例

- 対象事業実施区域
- ごみピット想定位置
- ごみピット掘削に係る影響範囲 (約90m)
- 既存施設の地下構造物
- 地下構造物撤去に係る影響範囲 (約76m)

知事意見により修正した点③

知事意見

- ・過去の土壤汚染の経緯を評価書に記載すること。また、今後実施する土壤汚染状況調査の結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

変更内容

過去の土壤汚染について、その経緯を評価書に記載した。

<過去の土壤汚染の経緯>

○原因

- ・昭和33年頃、整地を行うために焼却灰等を埋めたことによるもの。

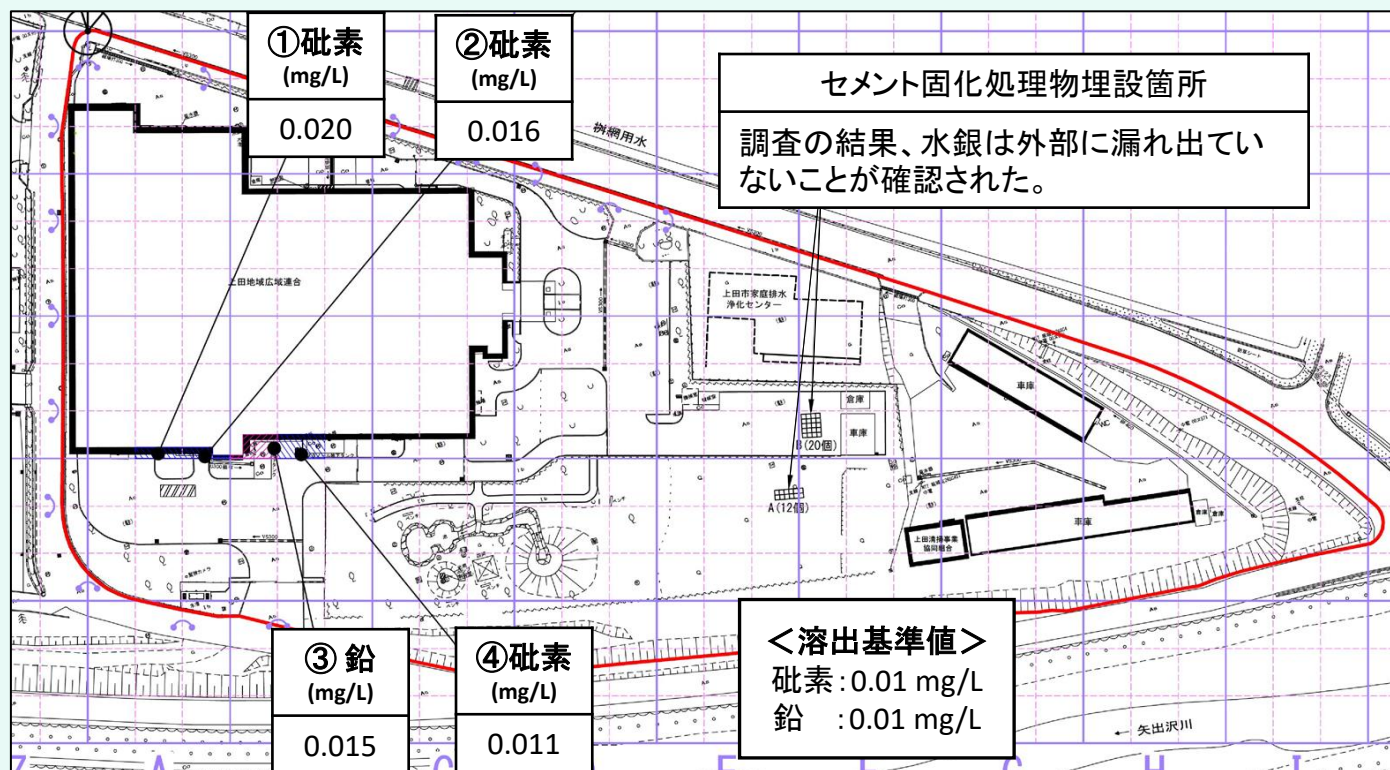
○調査及び対策

- ・平成3年に、清浄園の改築を行うための調査を実施したところ、土壤汚染が発覚。
- ・平成6年～8年にかけて、長野県と協議しながら、調査及び対策を実施。
- ・産業廃棄物として適正な手法と機器を用いて、廃棄物処理法に基づく処分をした。
- ・ただし、一部の汚染土壤については、水銀の溶出試験結果＝0.016mg/Lと、特別管理産業廃棄物の判定基準＝0.005mg/Lを超過したため、セメント固化処理を行い、清浄園の敷地内に埋設処理された。

令和6年度 土壌汚染調査結果

・過去の資料を精査した結果、現在の基準に対して、土壌汚染の可能性が排除できないことから、令和6年度に土壌汚染調査を実施。

→ 調査の結果、4箇所で土壌汚染を確認



<今後の対応>

- ・土壌汚染対策法に基づき、県と協議しながら調査及び対策を検討する。
- ・モニタリング孔を新たに設置し、モニタリングしながら調査・工事を進めていく。

環境影響評価の結果

評価書の手続き

- ・ 知事意見を踏まえて、準備書の軽微な修正を行った。
- ・ **環境への影響・評価について重大な修正は無かった**

- ・ 1月31日に県が評価書を公告
⇒ **環境影響評価の手続きが完了**

環境影響評価の結果

- ・ **資源循環型施設が、安全・安心な施設であることを、科学的にお示しすることができた。**

- ・ 引き続き調査を行い、県へ報告し結果の検証を行う。
- ・ 地元の皆様と一緒にモニタリングを継続していく。

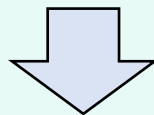
③ 今後の予定

施設建設に向けて

環境影響評価の完了（R7年1月）



住民説明会の開催（現在）



今後（R7年3月）

建設決定に向けた、**基本協定締結の申し入れ**

- 今後も、地元の皆様と「安全・安心な施設」の協議を継続してまいります。
- 進捗状況については、ホームページなどで報告してまいります。

スケジュール(案)

資源循環型施設建設工事スケジュール案

事業計画
の概要

環境影響
評価
について

今後
について

年度 項目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
環境影響 評価	→							
事業者 選定		←→						
清浄園解体 設計・工事		←→						
資源循環 建設工事				←→				
竣工		現在						竣工 ● → 施設稼働